

ポジティブリスト制度に対応した「生乳の安全・安心の確保」 のための診療情報提供に対する協力等の要請

中央酪農会議では、平成18年のポジティブリスト制度の施行に伴い、生産段階での投薬履歴等の記録・保管が必要であるとして、牛乳生産管理チェックシートを作成して酪農家に配布の上、その記録を呼びかけており、昨年末、その取組みの一層の推進のため、診療において動物用医薬品の処方を行った獣医師が診療対象動物を飼養する酪農家への処方に係る動物用医薬品等の情報伝達を行い、酪農家・獣医師双方が必要な情報を確実に共有するため、「酪農家診療使用医薬品記録票」を作成、配布した。このたび、その記入について本会あてに、獣医師に対する周知を依頼されたことを受け、地方獣医師会に次のとおり通知した。

21日獣発第17号
平成21年4月10日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久
(公印及び契印の押印は省略)

ポジティブリスト制度に対応した「生乳の安全・安心の確保」のための診療情報提供に対する協力等の要請について

今般、平成21年4月3日付け中酪（総対）第8号をもって、社団法人中央酪農会議（以下「中酪」という。）会長から、標記の件について別添写しのとおり協力要請がありました。

本件については、平成18年5月、食品中の残留基準が設定されていない動物用医薬品等が残留する食品の流通等を原則禁止するいわゆる「ポジティブリスト制度」が施行されたことを受け、本制度に対応するため、中酪では牛乳生産管理チェックシートを作成して酪農家に配布の上、その記録を呼びかけており生産段階での投薬履歴等の記録・保管が必要であるとしています。

一方、日本獣医師会では、動物用医薬品の適正処方・使用の確保を図るため、これまで平成15年12月に「動物用医薬品指示書」様式を改訂したほか、平成19年3月には「動物用医薬品指示書交付の手引き」の策定・配布等を通じ、診療獣医師による動物用医薬品指示書の適正な発行と動物用医薬品の処方時における生産農家への出荷制限の遵守等の指導の徹底を求めてきたところです。

中酪が行う「生乳の安全・安心確保の取組み」においては、管理基準に即した生乳の生産と飼養衛生管理を目的として酪農家に動物用医薬品などの薬剤

の使用状況についてチェックシートへの記帳を求めるとされているところですが、このたびの中酪の協力要請は、酪農家・獣医師双方が必要な情報を確実に共有するため、酪農家から依頼を受けて、「酪農家診療使用医薬品記録票」により診療において動物用医薬品の処方を行った獣医師が診療対象動物を飼養する酪農家に処方に係る動物用医薬品等の情報伝達を行うことについて、獣医師に対する協力を求めたものです。

つきましては、本協力要請の趣旨をご理解の上、貴職から関係する会員獣医師に対し、本件に関する周知とともに対応方についてよろしくご指導のほどお願いします。

なお、別添写しに示されたとおり、診療獣医師が動物用医薬品指示書を発行するケースにおいては、当該指示書により対処することとされ、「酪農家診療使用医薬品記録票」への記入の必要はないこと、また、同記録票の発行は畜主（酪農家）からの求めに応じ、診療獣医師が任意で行う投与記録の証明行為であるとされていることを申し添えます。

注）本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。

【別 添】

写

中酪（総対）発第8号
平成21年4月3日

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久 殿

社団法人 中央酪農会議
会長 茂木 守

「酪農家診療使用医薬品記録票」の作成・配布と、酪農家への診療情報のご伝達に対するご協力の要請について

謹啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。本会議の業務推進に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会議で推進をしております、酪農生産現場での総合的品質管理体制の構築、ポジティブリスト制度対応等のための「生乳の安全・安心確保のための取り組み」の一環として、下記及び別紙の内容で、「酪農家診療使用医薬品記録票」を作成し、全国の酪農家へ配布することとなりました。この記録票は、酪農家からの依頼により、獣医師の方々に投薬情報・休業期間等の情報をご記入いただくものです。

貴会のご会員を通じ、関連する獣医師の方々等に、ご案内を頂ければ幸いです。

大変ご面倒かと存じますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますれば幸甚です。何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1 記録票の作成の背景について

酪農（生乳）生産の現場では、生産物を毎日出荷する特性から、他の畜産物と比較しても、獣医師の方々の診察・投薬・治療から残留確認・出荷再開までの期間が、非常に短い期間で進められています。このため、酪農家の誤搾乳・誤出荷等による、出荷ミスが減少せず、酪農経営にとって痛手となっているとともに、生乳流通の大きな混乱の原因となっております。また、食品衛生法の改正により18年5月より施行された、いわゆる「ポジティブリスト制度」への対応のためにも、生産段階での農薬等の投与・使用履歴の記帳・記録・保管が重要となっているところです。

酪農家サイド・獣医師サイド双方で必要な情報を確実に共有するために、酪農家からの依頼を受けての、この記録票等のご記入による、診療情報のご伝達をお願いしたく、ご協力を申し上げる次第です。

2 記録票の内容について

別紙の内容をご参照ください。

なお、この記録表については、貴会及び社団法人全国農業共済協会のご協力を頂き作成致しました。

3 記録票の使用目的等について

この記録票は、獣医師の方々が要指示医薬品の購入・使用指示等の際に発行する「動物用医薬品指示書」と、目的・用途等が重複するものではありません。「動物用医薬品指示書」の発行が必要でない場合（獣医師の方々が直接乳牛へ投薬をされた場合等）に、休業期間の遵守等の確実に期すために、酪農家へのご記入・ご伝達をいただくためのものです。

「動物用医薬品指示書」が発行されるケースでは、そこに記載される事項をもって、酪農家への情報伝達は完了されますので、記録票のご記入は必要ありません。

4 記録票の取り扱いについて

この記録票による獣医師の方々から酪農家への情報伝達には、法令上の裏づけ等はなく、決して義務となるものではありません。動物用医薬品を自らの診断により投与された獣医師の方が、当該投与対象の畜主（酪農家）からの求めに応じ、任意で行う投与記録の証明行為となるものであります。現場の獣医師の方々が大変ご多忙な中、更にお手間をお掛けすることとなります。こうした自主的な取り組みに対し、趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただける場合は、ぜひご対応をお願いしたく申し上げます。

また、こうした取り組みが既に行われている地域も多くあります。既に同様のものを作成し、使用されている場合は、従来のものをご使用頂ければ結構です（この記録票を使用しなければならないわけではありません）。

5 お問い合わせ先

獣医師の方々からのお問い合わせ等がありましたら、下記あてにお願い申し上げます。

社団法人中央酪農会議 総合対策課

【平成21年5月6日まで】

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
JAビル7階

☎03-3245-7621 FAX 03-3242-2423

【平成21年5月7日以降】

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
コープビル9階

☎03-3219-2611 FAX 03-3219-2622

以上

【別紙】

酪農家診療使用医薬品記録票

説明

～酪農家への診療・投薬情報の伝達に対するご協力をお願いします～

獣医師の方々へのお願い

平成18年5月より施行された「ポジティブリスト制度」への対応のため、酪農家段階での投薬履歴等の記録・保管が必要となっています。また、酪農家段階での誤搾乳等による生乳廃棄の件数も、地域によっては増加している状況があります。

大変ご面倒かと思いますが、休業期間等を酪農家が再確認し、生乳出荷時に間違えないようにするために、本票も活用した、酪農家への投薬情報の伝達に対するご協力を、ぜひお願い申し上げます。日々の診療にご活用頂ければ幸いです。

※こうした取組が既に行われている地域も多くあります。既に同様のものを作成し、使用されている場合は、それをご使用いただいても構いません（本票を使用しなければならないわけではありません）

※獣医師さんが本票を持ち、ご記入後、酪農家に控えを渡す方法でご使用いただいても結構です。

お問い合わせ

(社)中央酪農会議 〒100-0004 千代田区大手町1-8-3 電話03-3245-7621

記録票

酪農家診療使用医薬品記録票

酪農家名	年 月 日				
個体識別番号等	病名	製品名(薬剤名)	治療方法	治療分房	休業期間
	<input type="checkbox"/> 乳房炎 <input type="checkbox"/> 呼吸器病 <input type="checkbox"/> 消化器病 <input type="checkbox"/> 蹄病 <input type="checkbox"/> 外傷 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 静注 <input type="checkbox"/> 経筋注 <input type="checkbox"/> 挿入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 左前 <input type="checkbox"/> 右前 <input type="checkbox"/> 左後 <input type="checkbox"/> 右後	生乳 時間 日間
	<input type="checkbox"/> 乳房炎 <input type="checkbox"/> 呼吸器病 <input type="checkbox"/> 消化器病 <input type="checkbox"/> 蹄病 <input type="checkbox"/> 外傷 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 静注 <input type="checkbox"/> 経筋注 <input type="checkbox"/> 挿入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 左前 <input type="checkbox"/> 右前 <input type="checkbox"/> 左後 <input type="checkbox"/> 右後	生乳 時間 日間
特記事項等					

●上記の休業期間を必ず厳守してください。

●牛にマーキングを実施する等、確実に見分けが出来るようにし、誤って出荷しないようにして下さい。

●休業期間以降は必ず抗生物質の残留検査を受け、合格後出荷してください。

●診療に基づかない薬剤の使用(余った薬剤の自己判断使用含む)は薬事法違反になります。余った場合は返却してください。

※本票は生乳生産管理チェックシートと対応させて保存してください。

獣医師

- 注1) カーボンでの2枚複写式、1冊あたり2枚1組で75組つづり
- 注2) サイズはA5版(A4の半分)
- 注3) 酪農家1戸あたり2冊を配布